

血液事業の実態に関する調査報告（シンガポール）

【目的】 献血血液の HIV に対する安全性向上のため、シンガポールにおける献血時の虚偽申告に対する罰則の設定の背景や献血に及ぼす影響等を調査。

【経緯】 平成 25 年に日本国内で発生した輸血による HIV 感染例の発生を受け、海外の HIV 対策や献血時の虚偽申告に対する罰則制度を設ける国への訪問調査を開始した。平成 25 年度のオーストラリアに引き続き、平成 26 年度はシンガポールを訪問し、情報収集を行った。

【調査期間】 平成 27 年 3 月 22 日 - 3 月 26 日

【訪問施設】 Ministry of Health (MOH) シンガポール保健省
Health Promotion Board (HPB) 健康促進局
Health Sciences Authority (HSA) 保健科学庁
Communicable Disease Center (CDC) 伝染病センター
Singapore Red Cross Society (SRCS) シンガポール赤十字
Japan Green Clinic (JGC) ジャパングリーンクリニック
Blood bank @HSA 保健科学庁内 献血センター

- 【調査項目】
1. 献血における HIV スクリーニング方法
 2. 献血における HIV 陽性者数とその特徴
 3. 検査目的の献血への対策
 4. 献血に対する刑事罰の効果

1. 献血における HIV スクリーニング方法

HIV 抗体検査および、個別 NAT によるスクリーニングが実施されている。献血受付時の写真付き ID による本人確認が徹底されている。問診票には、検査により感染が判明しない期間（ウィンドウ・ピリオド）に関する知識の有無や、原因不明の体重減少や寝汗、熱、下痢、リンパ節腫脹など HIV 感染を疑う症状の有無（過去 12 ヶ月間）だけでなく、知り合って 6 ヶ月未満のパートナーがいるか、パートナーが複数いるかなど、性行動に関しての具体的な内容も含まれている。重要な質問項目には、医師によるチェック欄もあり、問診時に再度確認されている。回答内容が真実であることの宣誓署名欄が最後にある。

資料 6-2：シンガポール問診票

2. 献血における HIV 陽性者数とその特徴

シンガポールの献血者における 2013 年の HIV 陽性率は（約 10 / 10 万件）と日本の陽性率（1.24 / 10 万件）よりも高く、シンガポール人口 10 万人当たりの新規 HIV 陽性率（11.81 人 / 10 万人）とほぼ同じである。また初回献血者の HIV 陽性率は（約 20 / 10 万件）で複数回献血者の HIV 陽性率（6 / 10 万件）よりも高い。

3. 検査目的の献血への対策

a) 献血時の対策

医師による問診では、HIV 陽性者が献血してはいけない理由を理解しているかの確認を徹底している。多民族国家であるため、問診票および医師の問診は 4 カ国語（英語、中国語、マレー語、タミル語）に対応している。コールバック制度があり、献血後に発熱した場合や、正確な申告ができずに献血した場合は、ホットラインへ連絡し、自らの血液の不使用を申し立てることができる。

b) 匿名検査へのアクセスと匿名性

HIV の匿名迅速検査は、特定の 10 箇所の医療機関で行われており、朝 10 時から夜 8 時まで、予約なしでも受診可能な医療機関がある。問診は、プライバシーが確保された環境で行われ、匿名性が高い。検査方法も口腔粘膜採取や指先からの採血など、侵襲性の少ない方法で行われている。多くの診療所で匿名検査は有料であるが、MSM の集団や性産業従事者、移民者などハイリスクグループに対しては HIV 検査クーポンが配布されており、格安で検査を受けることも可能となっている。

c) HIV 検査の義務化

人口の約 3 割を占める non-resident（非居住者）やブルーワーカーには、定期的な HIV 検査が義務付けられている。なお外国人長期滞在者も 2 年毎のビザ更新時に、HIV と結核が陰性であることの申告・宣誓が必要である。

d) その他の対策

国民が HIV を含めた性感染症全般に関して、正しい知識を持ってもらう啓発活動が、職場や学校などで行われている。

4. 献血に対する刑事罰の効果

1997 年、シンガポール国内にて、抗体検査陰性献血者からの輸血による HIV 感染事例あり、公的機関に対する偽証罪が適用された。厳罰化を望む世論の高まりを受け、1999 年、虚偽申告に関する条文が感染症法 11 条の中に規定された。1999 年以降、感染症法 11 条が適用されたケースは 11 件あり、8～15 ヶ月の懲役刑が確定している。なおこの 11 件は全員男性で、偽証内容はすべて性行為の事実に関するものであった。HIV 感染の事実を知った上で献血した場合に、感染症法 24 条に条文が設けられたが、まだ適用されたケースはない。刑事罰導入後、献血行動に対する萎縮効果は見られず、献血者数は増加傾向が続いている。

資料 6-3：シンガポールの感染症法（11 条と 24 条の抜粋）

【結論】 シンガポールの HIV 対策は、HIV の定期検査や申告の義務があること、献血時の問診スクリーニングを重視している点である。なお虚偽申告に対する刑事罰の厳罰化は、マグネット効果（献血時に HIV 感染の有無がわかることから、検査目的で献血する者が集まる効果）の抑止につながっていると推測されている。